

## 第32回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 令和3年6月14日（月）14：00～15：10
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟19階 公正取引委員会 官房第13会議室
- 3 出席者（Web形式にて出席）  
（委員）池谷委員，中村委員，南島委員
- 4 議事概要
  - （1）開会
  - （2）調達案件の審議  
令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に締結した契約のうち，各委員が抽出した調達案件3件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
  - （3）閉会

意見 質問	説明 回答
○ 令和2年度荷主との取引に関する書面調査に係る回答内容の入力等業務（一般競争入札）	
本件書面調査は、いつ頃から行っているのか。	本件書面調査自体は10年以上前から行っており、業務の一部の外部委託も10年近く前から行っている。
調査票の回収は、封書を使って回答用紙を回収するものと電子メールにより回収するものがあるとのことであるが、電子メールでの回収は近年増加傾向にあるのか。また、回収率全体では、どのような傾向あるか。	電子メールによる回収は、提出された回答のうちの1割程度であるが、近年回収率が増加傾向にあるということはない。全体の回収率についても、横ばいであり、従前に比して特段の傾向はみられない。
委託業者からは、回答用紙を編綴したファイルとデータ入力させたPDFファイルの両方を提出させているが、回答用紙を廃棄しない理由はあるのか。また、回答用紙は、どのくらいの分量となるのか。	回答用紙は、入力データを公正取引委員会において再確認する際に活用するほか、回答データを使って違反調査を行う中でも、内容に疑問が生じた際には回答用紙に当たることがある。 回答用紙は、1年分で10センチ幅のパイプ式ファイルで約150冊となる。
電子データは、どのように調査に活用しているのか。	荷主側の回答データと物流事業者側の回答データとを突合する方法等により、違反行為の発見に活用している。
本件入札の落札率は他の入札事案に比べて低いですが、これまでの落札率はどのように推移しているのか。	令和元年度と令和2年度は低い落札率であったが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により仕事が減っていたことから、入札参加者が受注を強く望んだためと思われる。
これまで蓄積されている回答データをデータベース化して、同一事業者の過去の状況等について検索できるようにするため、事業者に同一コードを付すなどすれば、回答データをより有効に活用できるのではないか。	保管している回答データは、データベース化し、単語や項目の検索により参照を可能にしておき、調査においては、過去の情報も活用している。
調査票や回答用紙の送付方法に改善できる点はないかや、本件調査そのものをみて工夫・改善できる点はないかなど、常に見直しを心掛けるとよいと思う。	今後とも、調査そのものの必要性、調査の方法、委託内容等について検討した上で実施していきたい。

○ 中央合同庁舎第6号館B棟11階 レイアウト変更（一般競争入札）	
<p>本件入札の落札率は他の入札事案に比べて高い。また、本件入札の応札者は2者と少ない。当該2者は、公正取引委員会のオフィス家具の調達事案の入札にも参加している。公正取引委員会は、このような事案では特定の業者にばかり応札を呼び掛けているのではないか。レイアウト変更を請け負う業者は多数存在するはずであるが、本件の入札説明書の交付を受けた業者が5者のみであった理由は何か。</p>	<p>落札率が高かった理由は、複数の業者から徴取した参考見積りも参考に設定した予定価格が高過ぎなかった結果であり、実勢価格から乖離した参考見積りではなかったことの表れであると考えられる。</p> <p>応札者が少なかった理由は、本件は公告期間が10日間と短かったこと、「レイアウト変更」といっても壁の取り壊しやスプリンクラーの設置等を要する比較的難しいものであったこと、コロナ禍により人員や下請業者の確保が難しかったことが考えられる。</p>
<p>事前準備を早くから始めることで、公告期間をもっと長く確保することはできなかったのか。</p>	<p>レイアウト変更の要因となった職員の増員が判明したのが遅かったため、事前準備を早く始めるには限界があった。また、公正取引委員会の場合は、合同庁舎の管理庁である法務省に対する諸手続も必要であった。さらに、公正取引委員会においては、近年、レイアウト変更の経験がなかったことも、準備に時間を要した一因である。</p>
<p>他省庁においてもレイアウト変更を行っており、知見があると思うが、省庁間での情報共有はできないのか。</p>	<p>各省庁が実施したレイアウト変更について、実施上の注意点や作業プロセスなどの知見を集約し、各省庁にフィードバックする予定があるので、今後は他省庁の経験も参考にしていきたい。</p>
<p>幹部を含めて6名の増員に対応するためのレイアウト変更であったとのことであるが、民間では働き方改革の流れの中でフリーアドレス化しており、公正取引委員会においても、増員分のスペースを増やすのではなく執務室をスペースフリーにする選択肢もあったと思われる。公正取引委員会では、なぜ従来型のレイアウト変更にしたのか。</p>	<p>スペースフリーにするという検討を全くしなかったわけではないが、既存の什器の処理等について検討する時間的余裕がなく、限られた期間内で現実的に実施できるレイアウト変更をした結果、従来型のレイアウト変更になった。</p>
<p>本件の企画段階から入札公告が行われるまでの期間において、公告後の作業を短縮する方法はあるか。</p>	<p>増員が確定前に行える作業には限りがあるものの、レイアウト変更の構想図を早めに作成することが最も時間の短縮になると考える。</p>

<p>今後、このようなレイアウト変更が行われるに際しての教訓等はあるか。</p>	<p>今回は前例がなくて準備に時間を要したことから、将来、類似のレイアウト変更をするときに本件の経験をいかせるように、本件の作業経緯に係る詳しい資料を整理し保管することとしたい。</p>
<p>緊急を要するとして随意契約とすることも検討したのか。</p>	<p>本件の規模を考慮すると、多少緊急性があっても、随意契約よりも一般競争入札とすべきと考えた。</p>
<p>○ 広報用動画の制作業務（一般競争入札〔総合評価方式〕）</p>	
<p>本件入札の落札率は比較的低いですが、理由は何が考えられるか。</p>	<p>予定価格は、他の動画作成の受注実績がある業者から徴取した参考見積りも参考に設定しており、適当な金額であったと考えている。一方、入札価格については、低い価格の方が評価点が高くなり落札の可能性が高まることから、入札においては低い価格を提示する業者が多く、予定価格との乖離が生じたものと考えられる。</p>
<p>入札公告日が12月18日であるが、もっと早く公告できなかつたのか。</p>	<p>本件は、年度当初から予定していたものではなく、既存予算の中から予算を確保した関係で、12月に公告することとなった。</p>
<p>入札説明書の交付を受けた業者が67者であったのに対し、応札業者は4者のみであったが、応札業者が少なかった理由は何が考えられるか。</p>	<p>入札説明書を受け取った67者のうち66者が電子調達システムからダウンロードした者であり、各省庁の入札事案を確認するだけの業者も多数含まれていたと考えられる。</p>
<p>本件調達において反省点等はあるか。</p>	<p>過去の制作過程を見直したところ、これまでには業者にシナリオの執筆を行わせていたが、シナリオの執筆に当たり、公正取引委員会の業務内容や所管する法律の概要を把握してもらう必要があり、実際にシナリオの執筆が行われるまでに手間と時間が掛かっていた。そのため、今回は、シナリオの執筆を公正取引委員会において行い、業者に提供することとした。また、ドラマパートでは、役者やプロのナレーターの出演料が高かったため、今回は職員で対応して経費を抑えた。このような今回改善・工夫した点は、今</p>

	<p>後動画を作成する他課室にも伝えたいと考えている。</p> <p>一方で、今回の反省点としては、入札公告日から納品日までの期間が短くなってしまった。委託先とは余裕を持ってスケジュールが組めるようにすることで、より望ましい調達が実現できると考えている。</p>
<p>本件入札は総合評価方式であったところ、入札価格が最低であった業者が落札しなかったのは、落札業者の技術点が相当良かったということと思われるが、技術点ではどのようなことを評価したのか。</p>	<p>動画を作成する上で十分な社内体制となっているかや、提案された動画の内容が広報の目的に照らして妥当なものかについて、7名の職員が審査した。</p>
<p>独占禁止法を知らない人向けの広報用動画という作成目的を考えると、解説はプロのナレーターを使うと、初めて聞く言葉でも頭に入りやすく、より効果的と思われる。</p>	<p>今後とも費用対効果を検討した上で調達を行いたい。</p>
<p>本件では問題なかったと思われるが、仮に、総合評価方式において、提案内容の質が低く技術点は低いのに、入札価格がかなり低いために価格点が高くて総合評価点が最高点となる業者がいた場合、質は悪くてもその者を落札業者としなければならないのか。技術点に足切り点を設けたり、それを満たさなければ即失格となる重要審査項目を設けたりして、最低限の質の確保が必要なのではないか。</p>	<p>本件では、技術点の評価項目のうち最低限満たすべき項目は、不備があれば不合格として入札書を提出できないとする評価基準を設計した。また、本件の場合、動画の内容を公正取引委員会側である程度指定するため、総合評価方式とした。今後は、調達案件の内容に応じて、総合評価方式、企画競争を選択していきたい。</p>